

学校いじめ防止基本方針

長生村立長生中学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法 第2条）

(2) 基本方針

- ①学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、長生中学校の教職員の意見、及び生徒保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、生徒や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内容

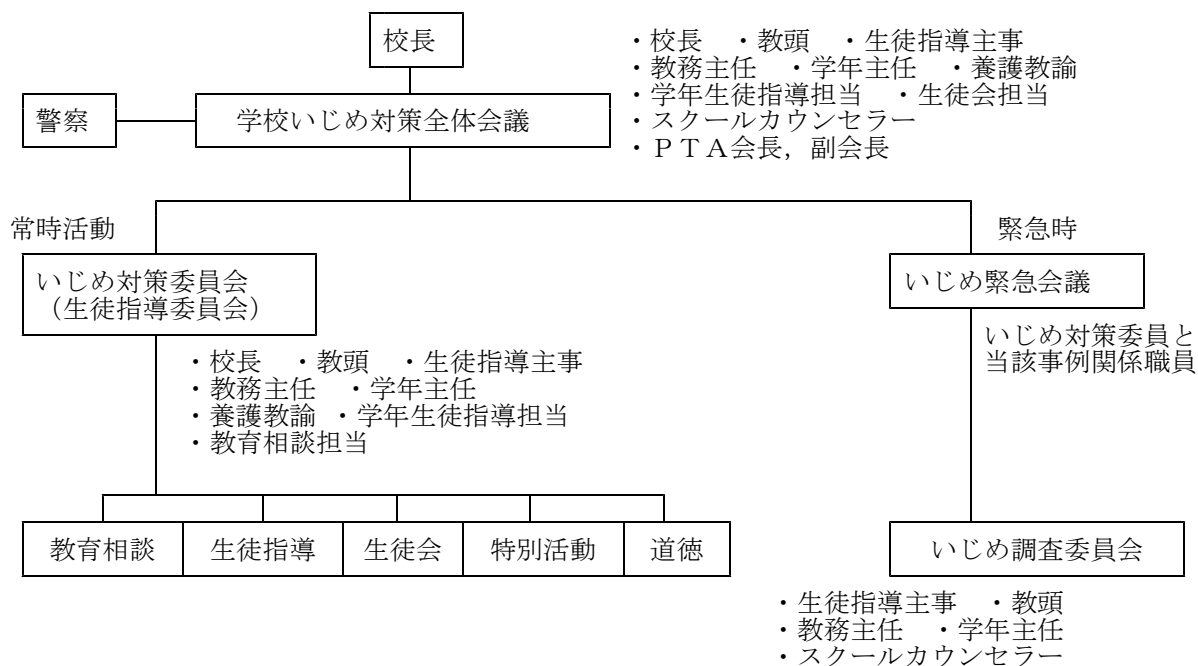
- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策基本法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取り組み
 - イ 早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策基本法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 生徒の実態

いじめと疑われる行為のうちで多いもの

- ①「ひやかし」、「悪口」、「嫌なことを言われる」
- ②「ぶつかられる」「遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる」
- ③「仲間はずれ」、「無視」
- ④「携帯電話やパソコンによる誹謗中傷」
- ⑤「嫌なことをされる」、「危険なことをされたり、させられる」

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ①生徒には、いじめは絶対に許されるものではないということについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、HPで「学校いじめ防止対策基本方針」を公表するとともに、さらにいじめ防止に対する方針や取り組みの状況も点検・評価する。
- ③教職員の言葉が生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- ⑥ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦いのちを大切にするキャンペーン等、生徒会活動の充実を図り、児童（生徒）が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑧「いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ①月1回、いじめに関する調査を行う。
- ②アンケート調査をもとに担任（6月・2月）、希望する教職員（10月）の教育相談を行う。
- ③保護者との面談（7月、12月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での生徒の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③保健室前に「悩み相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

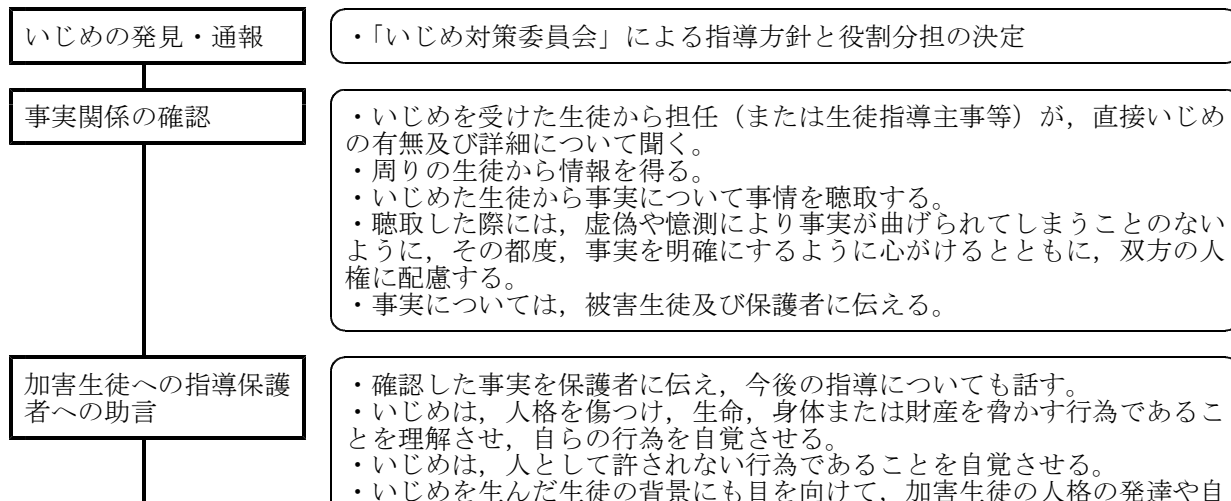
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
東上総教育事務所相談室	0 4 7 5 - 2 3 - 4 4 6 0
千葉県警察外房地区少年センター	0 4 7 5 - 2 2 - 3 7 4 1
長生村教育委員会	0 4 7 5 - 3 2 - 2 1 1 7

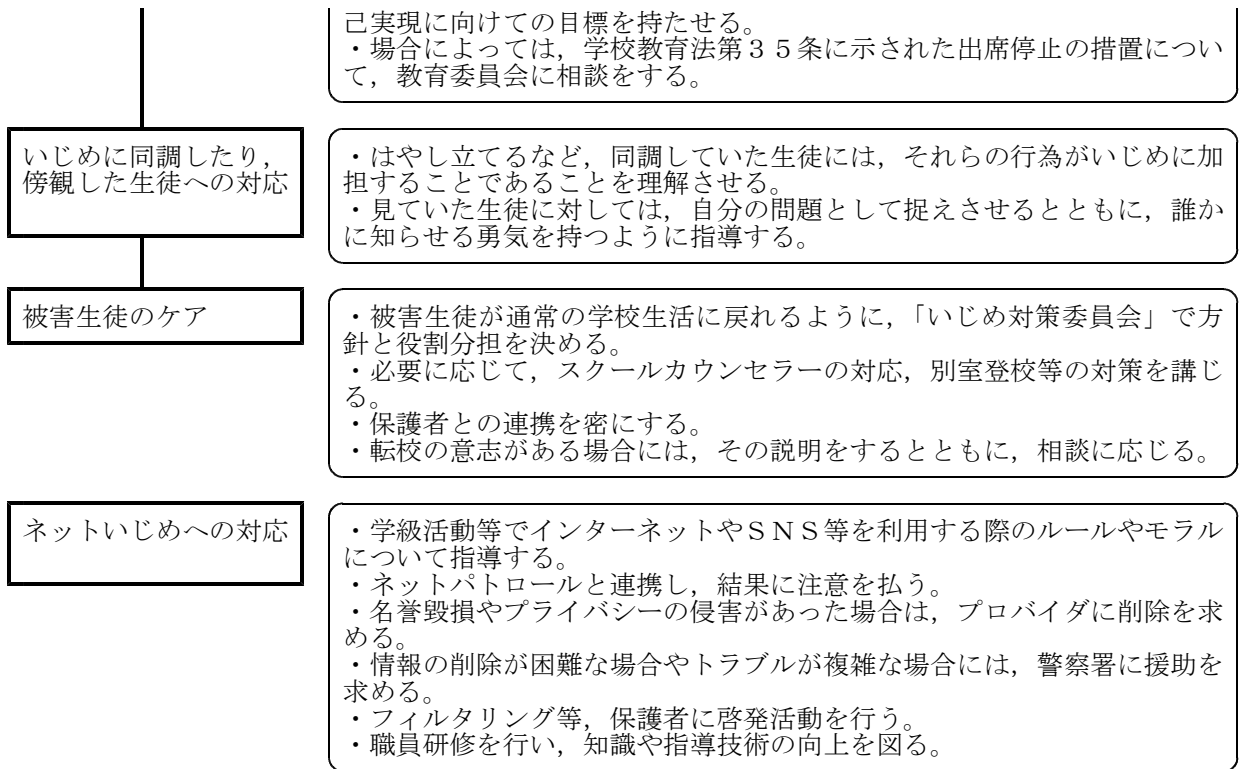
(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害生徒のケアを最優先とするが、被害生徒、加害生徒ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善することを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ





5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準 (第28条)

- ・いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、生徒が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・生徒や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告 (第30条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長 → 委員会

②いじめ対策組織の招集 (第28条)

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査 (第28条)

- ・調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該生徒及び関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該生徒の学校復帰が阻害されることの無いように、当該生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を最優先にする。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた生徒及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、長生村教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた生徒との人間関係の再構築、周りの生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた生徒への指導

- ・いじめられた生徒への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該生徒の支援体制をとる。
- ・まわりの生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

6 年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・入学式 ・PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策全体会議 ・いじめ防止基本方針及び組織の決定 ・相談窓口の周知 ・学校生活アンケート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・体育祭 ・教育相談 ・校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・期末テスト ・学校評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート ・生徒指導推進協議会（小中との地域の連携）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・総体、コンクール出場選手を励ます会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策全体会議
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・学校評価 ・指導主事訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験 ・中間テスト ・学校公開 ・学校評議員会 ・银杏祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選挙 ・教育相談 ・期末テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート ・生徒指導推進協議会（小中との地域の連携）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・期末テスト ・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート ・生徒指導推進協議会（小中と地域との連携）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・送る会 ・卒業式 ・学校評議員会 ・学校評価委員会 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・第3回いじめ対策全体会議 ・学校生活アンケート